

## 昨年度から続いた豊川の渇水に関する報告会を開催します ～約40年ぶりとなる期間外での佐久間緊急導水 をはじめとする様々な取組について報告～

令和7年夏季から令和8年春季にかけて発生した豊川の渇水対応について、各機関の取り組みや対応状況を振り返るとともに、今後に向けて事前に調整しておくべき事項等を共有することで円滑な協力体制が構築されることを目的として、豊川渇水報告会を開催いたします。

### 豊川の節水対策の経過

	日付	節水率		
		農水	上水	工水
第1回	R7. 8. 29	5%	5%	5%
第2回	R7. 12. 25	10%	10%	10%
第3回	R8. 1. 15	20%	15%	20%
第4回	R8. 1. 28	30%	17%	30%
第5回	R8. 2. 10	40%	20%	40%
第6回	R8. 3. 17	45%	25%	45%
第7回	R8. 3. 27	50%	30%	50%
第8回	R8. 4. 10	40%	20%	40%
第9回	R8. 4. 15	20%	15%	20%
解除	R8. 4. 28	-	-	-

令和7年8月29日から節水対策を実施しました。

その後、少雨傾向が継続し、令和8年3月17日には宇連ダムが枯渇するなど、深刻な状況となりました。このため、3月27日に開催された豊川緊急渇水調整協議会において、他水系からの水融通を含む緊急渇水対策を決定しました。

これにより、渇水対策では初の運用となる矢作川水系から豊川水系への幸田蒲郡線の緊急使用、また、約40年ぶりとなる天竜川水系から豊川水系への期間外での佐久間緊急導水などが実施されました。

3月下旬以降の降雨や他水系からの水融通の効果により、水源施設の貯水量が概ね回復したことから、4月28日に節水対策の解除が決定されました。

- 日時：令和8年6月4日（木）10：30～12：00（受付10：00～）
- 場所：名古屋合同庁舎第1号館 11階 共用大会議室  
名古屋市中区三の丸2丁目2
- 参加機関：国土交通省中部地方整備局、（独）水資源機構中部支社<sup>※1</sup>、  
愛知県<sup>※1</sup>、豊橋市<sup>※2</sup>、静岡県<sup>※3</sup>、電源開発（株）<sup>※3</sup>  
<sup>※1</sup> 豊川用水節水対策協議会 <sup>※2</sup> 豊川緊急渇水調整協議会 <sup>※3</sup> 天竜川水利調整協議会
- 取材に関する詳細については、別紙をご参照ください。
- 配布先  
中部地方整備局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 河川部

広域水管理官 吉田 光則 TEL：052-953-8146

河川環境課長 栗山 康弘 TEL：052-953-8149

## 取材に関する詳細（留意事項）について

### 1. 会場

名古屋合同庁舎第1号館 11階「共用大会議室」  
名古屋市中区三の丸2丁目2



地下鉄名城線  
「名古屋城」駅  
5番出口より徒歩1分

11階フロア図



### 2. 当日の取材対応について

取材を希望される方は、6月3日（水）12時までに、  
下記 QR コード又は URL より事前申し込みをお願いします。

取材申込 URL :

<https://forms.office.com/r/FaxWQ3AG9B>

【取材申込フォーム】令和8年 豊川湯  
水報告会



#### （注意事項）

- ・傍聴（カメラ撮り）に制限はありませんが、進行を妨げる行為は行わないでください。
- ・当日は、会場で受付手続きをお願いします。なお、受付後は、各社の報道腕章を着用願います。
- ・庁舎内の執務室等へ立ち入りしないでください。

# 令和8年 豊川渇水報告会

日時：令和8年6月4日（木）10:30～12:00

場所：名古屋合同庁舎1号館 11F 共用大会議室

## 議事次第（案）

1. 開会挨拶
2. 豊川渇水概要説明
3. 各機関報告
  - 豊川用水節水対策協議会
  - 天竜川水利調整協議会
  - 豊川緊急渇水調整協議会
  - 河川管理者（中部地方整備局）
4. 質疑応答

(参考資料) 協議会の目的および構成組織等

	豊川用水節水対策協議会	豊川緊急渇水調整協議会	天竜川水利調整協議会
目的	渇水時における豊川用水の節水と利水者への適正円滑な配水対策を検討し、実施することを目的とする。	豊川水系の異常渇水時における水利使用の調整及びその円滑なる実施方法について協議することを目的とする。	天竜川水系における水の利用に関し、円滑なる運営を図ることを目的とする。
協議事項	(1)渇水時における気象、水象等関係資料の収集、検討。 (2)渇水時における節水対策の具体策の検討と実施。 (3)その他、目的達成のため必要な事項。	(1)異常渇水時における豊川水系の水利使用の調整の時期及び方法に関すること。 (2)その他渇水調整に必要な事項に関すること。	(1)水利使用者間の水利の調整に関すること。 (2)天竜川水系における利水に関する覚書及び協定書などに規定された事項の実施の確認に関すること。 (3)その他、水利を円滑にするための必要な調査および協議に関すること。
会長	独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所長	中部地方整備局河川部長	静岡県暮らし・環境部長
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県農林基盤局</li> <li>・ 愛知県企業庁</li> <li>・ 静岡県経済産業部</li> <li>・ 静岡県企業局</li> <li>・ 豊川総合用水土地改良区</li> <li>・ 牟呂用水土地改良区</li> <li>・ 松原用水土地改良区</li> <li>・ 湖西用水土地改良区</li> <li>・ 独立行政法人水資源機構 中部支社</li> <li>・ 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部地方整備局</li> <li>・ 東海農政局</li> <li>・ 関東農政局</li> <li>・ 中部経済産業局</li> <li>・ 愛知県</li> <li>・ 静岡県</li> <li>・ 豊橋市</li> <li>・ 豊川市</li> <li>・ 新城市</li> <li>・ 独立行政法人水資源機構 中部支社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源開発株式会社</li> <li>・ 独立行政法人水資源機構 中部支社</li> <li>・ 関東農政局</li> <li>・ 浜松市上下水道部</li> <li>・ 寺谷用水土地改良区</li> <li>・ 磐田用水東部土地改良区</li> <li>・ 浜松土地改良区</li> <li>・ 中部経済産業局 資源エネルギー環境部</li> <li>・ 愛知県</li> <li>・ 静岡県</li> <li>・ 静岡県企業局 (顧問)</li> <li>・ 中部地方整備局</li> </ul>

本表は各会の規約を基に作成しているが、条文の項目名称に差異があるため一部読み替えている。